平成２８年（フ）第２２号
沖縄県名護市大中４丁目２番３－102号　名幸ヒルズ
破産者　平井　基久
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第２３号
沖縄県名護市大中４丁目２番３－102号　名幸ヒルズ
破産者　平井のぞみ
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第２４号
沖縄県名護市字為又492番地62　２Ｆ
破産者　宮里　嘉哉
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第２５号
沖縄県国頭郡宜野座村字松田2793番地の５
破産者　宮城　秀雄
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第２６号
沖縄県国頭郡宜野座村字松田2793番地の５
破産者　宮城　愛子
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第６２号
北海道白老郡白老町字萩野280番地18
破産者　鶴ケ崎祐治
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
北海道白老郡白老町字萩野280番地18
破産者　鶴ケ崎シズ子
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
宮城県伊具郡丸森町舘矢間舘山字長内64番地
破産者　加藤　信行
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第３９号
宮城県柴田郡柴田町槻木駅西３丁目10番地１Ａ棟
破産者　岩切　純範
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第４０号
宮城県柴田郡大河原町字東新町18番地８　イマジン201号
破産者　丸谷　友美
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第４１号
宮城県柴田郡柴田町西船迫２丁目５番地32県営柴田船迫住宅514号
破産者　永山　博規
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第３８０号
茨城県ひたちなか市大字馬渡3330番地
破産者　飛田　幸子
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１４号
茨城県笠間市下郷4439番地198　レオパレスＫ’Ｓ202号
破産者　石井　　操
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１５７号
茨城県ひたちなか市大字枝川1214番地の２
破産者　山本　貞夫
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１７８号
神奈川県平塚市山下760番地の１　若宮ハイツ12－405、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市山下506番地　サニーレジデンス平塚Ⅱ－201号
破産者　戸塚　範男
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１５６号
金沢市つつじが丘23番地
破産者　石堤　　進
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２号
長野県千曲市大字戸倉2588番地
破産者　柳沢　正和
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第２８号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪13075番地
破産者　埋橋　智徳
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第４０６号
静岡市葵区瀬名３丁目19番83号　中川貸家ホ号
破産者　河村俊太郎
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部